

さいたま市新庁舎整備事業

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に
該当すると認める地域を記載した書類

令和 7 年 10 月

さいたま市

環境に影響を及ぼす地域

1. 環境に影響を及ぼす地域の基準

環境に影響を及ぼす地域は、さいたま市環境影響評価条例施行規則第4条別表第2に基づく「開発行為に係る事業が環境に影響を及ぼす地域」における「対象事業が実施される区域の周囲1.5km以内の地域」を基準として設定する。

2. 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図1に示すとおりである。環境に影響を及ぼす地域は、対象事業実施区域が位置するさいたま市の一部である。

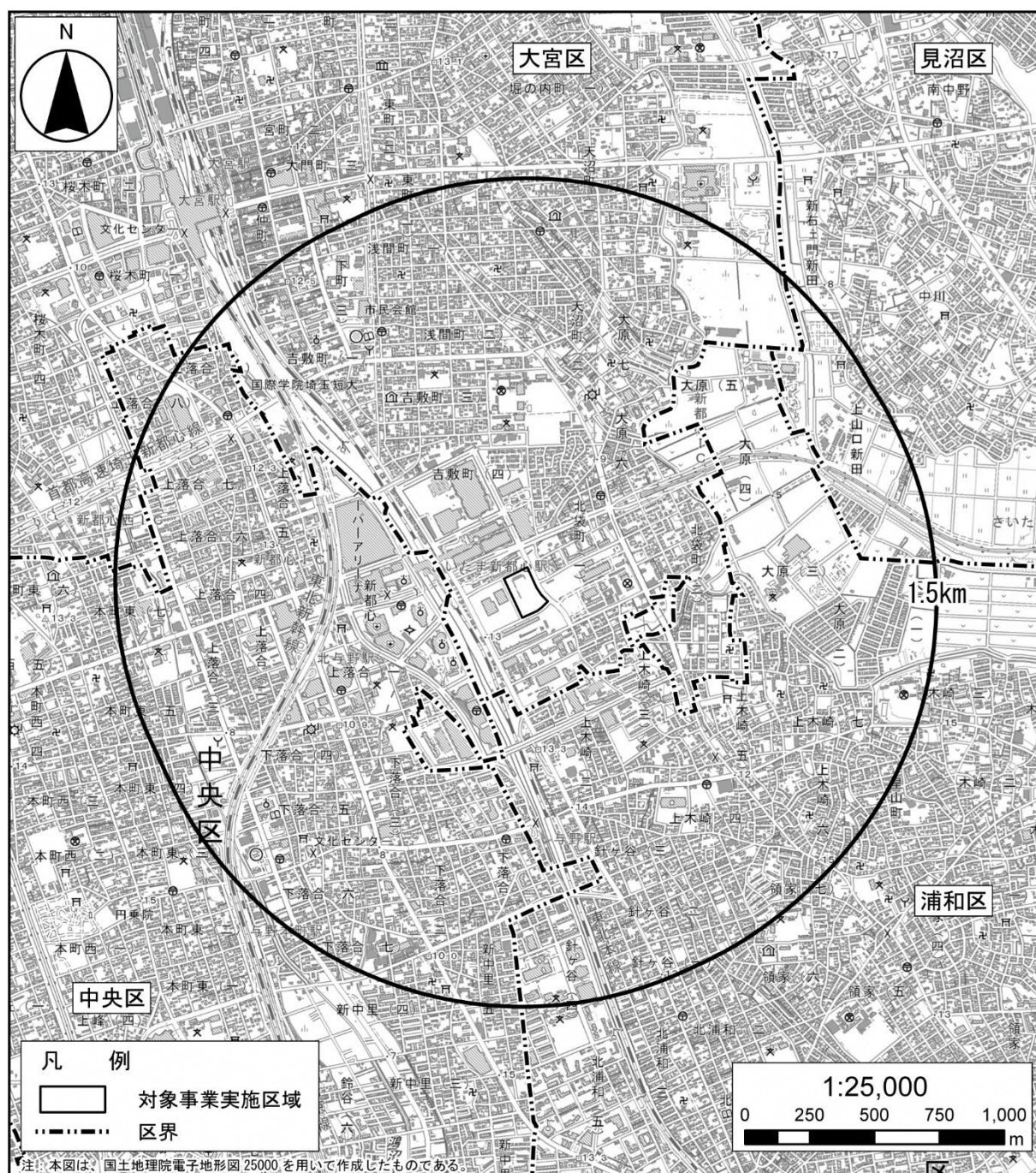


図1 環境に影響を及ぼす地域